

名護市教育委員会議事録

会議名	第 309 回名護市教育委員会定例会議		
開催日時	令和 4 年 4 月 28 日 (木) 開会 16 : 00 閉会 17 : 00		
開催場所	名護市役所庁議室		
出席者	教育長 委員 (教育長職務代理者) 委員 委員	岸本 敏 孝 大城 千代子 照 屋 厚 宮 城 恵 次	教 育 次 長 (教)総務課長 (教)総務課主幹兼 学校給食センター所長 学校教育課長 博物館長 学務係長 学校指導係長 学校給食係長 総務係長 岸本 尚志 玉城 利和 比 嘉 出 大城 正章 仲 田 宏 大城 郁也 宮里 琢也 糸数 幸司 當山 貴将 ほか担当職員
欠席者	委員	大 城 享	

1 議案

議案第 2 2 号 名護市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

報告第 7 号 専決処分事項の報告について (名護市博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について)

報告第 8 号 専決処分事項の報告について (名護市教育委員会規則に定める申請書等の押印及び署名の取扱いの特例に関する規則の制定について)

報告第 9 号 令和 4 年度名護市学校給食センター予算 (給食費予算) の報告について

2 内容

・議案第 2 2 号 名護市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課長及び学校指導係長より説明)

委員：2 ページの忌引きのところ、これはおおふぼ、(伯叔父母) になるのかな、例えばこの伯父と叔父の違いはあるのか。

学校教育課学校指導係長：はい。あります。はくしゅくふぼと読むようです。自分の親の兄、又は親の姉の夫がにんべんのおじ(伯父)、自分の親の弟又は親の妹の夫がもう一つのおじ(叔)。つまり、親よりも年上か、年下かの違いとなっています。

委員：この欠席の取扱いについて、我々現職の時など保護者から出席扱いにしてもらえないかという要望書がよくあがってくるのですよね、しかし出席扱いというのはできないのですよね。欠席にならないだけあって出席してないとあくまで出席にはできない。欠席にならないだけあって難しいがこちらでも説明しづらいですが、授業に参加した日数が減るだけであって、欠席とはならないですよ。だから、保護者から出席扱いにしてくださいと言って、あたかも出席したかのように取り扱ってくださいみたいな要望書が来るわけですよ。そこをちょっと確認しておきたいなと思っております。日数減るわけですよ、授業すべき日数はこの個人は減っていくわけですよ。そういう説明にするのが難しいだろうと思う。

委員：例えば年間 280 日だったら、この子供が（忌引きで）2 日休んだら、278 日になるわけですよ。出席停止とはなるけど、欠席にはならないという風な感じの説明の仕方になる。保護者にとってはちょっと説明が分かりにくいかもしれないのが、でもそういう説明しかできないと思うのですよ。

委員：授業に参加していないわけだから、出席にするわけにはいかないですよ。

教育長：指導要録の出席停止の欄にあるのかな。その欄の中に含まれていたと思う。

委員：今の話だと、皆勤賞とかあるじゃないですか。それはそのままですか。

委員：そうである。欠席はないということになる。

委員：保護者にはちょっと理解が難しいですね。

委員：そういうこともあって、皆勤賞を意識して保護者は欠席の取扱いについてよく問い合わせてくるのである。皆勤賞については（上記の例の場合）278 日出ていればオーケーである。

教育長：感染症の場合も同じである。

（採決の結果、原案のとおり承認）

・報告第 7 号 専決処分事項の報告について（名護市博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について）

（博物館長より説明）

委員：質問ではありませんが、専門性のある学芸係を置くということですから、その専門性を十分に活かして新しい博物館発展のために支援していただきたいなと思います。

博物館長：今後予定しているのですが、管理運営計画の中でどういった事業で、どういった

運営体制で、どのようにやっていくかというのは、また改めて皆さんへ説明したいと思いますので、その際はよろしくをお願いします。

委員：この管理係と学芸係を置くということは、きちんとこの人員が確保できるし、これからも大丈夫だということで良かったです。

博物館長：管理運営体制のところなのですが、組織体制の中で特任館長、つまり専門分野の指導助言ができる方をこの中に配置しようと考えています。その詳細については今後説明させていただきたいと思います。

委員：今まで専門の知識を持った人材がいなくて難しかったように覚えています。今おっしゃっているように何かすごく強化されてくようでもいいなと思うのですが、人材もしっかり確保できて今後の展望は明るいということでよろしいですね。

博物館長：特任館長の人選、人材確保はこれからになります。

委員：そのほかの人材は。規則でも定めたわけですから、管理係と学芸係があっても学芸員がいまませんよでは困りますので。

博物館長：はい。学芸員資格を持った職員を配置します。

委員：学芸員はいま2人ですか。

博物館長：管理係と学芸係合わせて5名います。

・報告第8号 専決処分事項の報告について（名護市教育委員会規則に定める申請書等の押印及び署名の取扱いの特例に関する規則の制定について）
（教育委員会総務課長より説明）

委員：教えていただきたいのだが、4月1日から施行してまだわずかしかなかったのではないのでしょうかと思いますが、課題は見えていませんか。

（教）総務課長：そうですね。現時点ではそのような報告はございません。

委員：3ページについて、押印廃止と署名についての考え方というのがここにあって、原則として新たに署名も求めることは認められないというところとあって、そして4ページ目に署名見直しの基準というところがあって、署名のみを残すことは手続きの簡素化につながりますというふうなものがあるのだけど、これは書類によって違うということですか。要するに印鑑は要らないけ

ど、署名は必要ですよということですか。

(教) 総務課長：規則の中で署名だとか押印だとか、明文化されていて署名を求めているものに関して、署名はそのまま残る場合もあります。ただ今回の提案の中にあるものはほとんど記名、押印となっています。これは例えば名前が印字されてプリントアウトされたものに押印をする場合も多いです。自筆の署名でも結構なのですが、署名を求めているものではないのですよ。これを新たに署名にしなければとなると趣旨に反するというものなので、これはいけませんよということになります。

原則として先ほどの3ページのものはそういった内容になります。もともと規則の中に署名を求めているものに関しては、その必要性を勘案してそのまま残るものはあるでしょうし。廃止されるものもあるのかもしれませんが、今回提案されているものはですね。署名ではなくて、ほとんど印というふうに申請書に書かれていますので、その時々で本人確認の必要性だとか効果というのを議論し判断されていくことになります。今回は一括で改正していますが、もしかしたら今後もほかの申請書ですとか、手続というのが随時出てくる可能性はございます。その場合にはですね。

個別でまた規則改正ということが出てくると思います。本来ですと1本ずつ、規則改正ということでやってのですが、余りにも膨大な量がありますので、一括で改正を行っています。ですが、何かのタイミングで今回提案する打ち合わせの中にある規則を本文の中を改正する必要性が出てきたときには、そのときにあわせて、その様式なども今後改正していくこととなります。あくまでも特例規定ということから提案させていただいているものです。

委員：例えば7ページの別表に名護市の体育館の使用許可申請書というのがあるじゃないですか。この場合に中学生とかがあるいは小学生使う場合に誰を責任者として置くかというのは大変なのです。例えば、部活だったら、中学校の場合は校長の印鑑がないと私のところ(県管理の体育館)を利用させないです。させないと言ったら、「今は印鑑ありませんよね」といわれた。じゃあ、校長に許可を得ましたかと言うと「はい」と言った。そうやって許可した後、体育館で怪我したのですよ。

通常は部活で怪我した場合は学校の保険で補償ができる。ところが、校長は、知りませんよ。勝手にやっているの、となっちゃったのです。

ここでごちゃごちゃしてしまいます。誰の責任、校長責任持たないという、もう次から校長先生にサインさせようか、となってしまうのです。特に中学校、高校の部活の場合は保護者が勝手にやって、こちらとしては学校の先生かどうか全く知らないわけですよ。

県の事例だが、去年からこの取扱いをしていて、課題があっただけでちょっと四苦八苦しました。

これは1例ですけど、例外的な問題ではないと思う。ここには申請書がたくさんあるのですよね、名護市の図書館、それから博物館、市民会館の使用とか。このときにどうしたらいいのかなと思って、皆さん方が見えてない課題が見えてきたので、ちょっと気になってはいるのですけど。

(教) 総務課長：今回の規則の第2条において、「押印又は署名を要しないものとする」ことができるとあります。それぞれの規則の中で、記名押印を求めています。今回の規則の特例では、「要しないことができる」というだけで、「要しない」とは言っておりません。状況によっては、特例の適用ではなくそれぞれの規則に則って記名押印を求めることは可能な規定となっていると考えております。

ただ、委員がおっしゃることが、市の現場で起きていないか、どのように対応しているかなど、確認してのちほど報告させていただきたいと思っております。

- ・ 報告第9号 令和4年度名護市学校給食センター予算（給食費予算）の報告について
（総務課主幹兼学校給食センター所長より説明）

委員：説明資料1ページの前年度予算の予備費というのがあって、今年度予算は費目存置みただが、何か理由があるのですか。

学校給食係長：予備費が1千円ということで、前年度予算と比べて大幅減に見えるのですが、前年度の教育員会会議の定例会の中で、大城委員から指摘があったのですけれども、前年度繰越金そのまま今年度の予算に繰入金としてはいると、年度の中で給食費がどういうふうな動きをしているのか分かりにくい。単年度の収支として分かりやすくできないかと。

令和4年度内において給食費でどういうふうな動きがあるのかということを見やすい形で、標記を変えて示しております。

歳出の予備費の大幅な減についても前年度の歳入の繰越金を含めていないためであります。

委員：あと一点、この中で子供たちからはお金は徴収しないので、徴収するのは幼稚園、小学校、中学校、給食センターの職員ですよね。以前、支払いをしていない人がいるという話をききましたけれども、この徴収は今年はどうなっているか。

学校給食係長：徴収の方なのですけれども、令和3年度の決算についてこれから監査を受けるところであるのですけれども、状況としては65名ほど未納があります。

大体額としては50万円ほどになります。

徴収としては本当に99.7%ぐらいの徴収率なのですけれども、ちょっと未納がありますということ。

委員：そこはね、やっぱり子どもたちを指導するという立場の人が未納というのはどうかと思う。お金が全くもう例えばコロナでどうのこうのだったらまだわかるけど、そういう状況も加味されますか。どのような理由は把握していますか。

学校給食係長：数字としては3月31日時点で報告されているので、そのような額が出ており、50万超えるのですけれども、今日時点でいうと、そのうち33万程度は納付されています。ま

た、給食費の算定が1月の休校や分散登校などで少し給食費が大きく動いたので、納付の通知がちょっと例年よりも遅れたというところがあってこのような未納額になっています。質としてはもう30万円を切っている状況ではありません。

委員：ちょっと、細かいことになるのですが、こういう話を聞いたことがあるのですよ。私の記憶では、ALTの皆さん、子供たちと給食を一緒に食べてコミュニケーションをとるといようなことがあったような記憶があるのですが、現状として、このALTの皆さんの中にはいや、おうちで食べるからと言って帰る人もいるというような話を聞きました。そうするとこのような人は給食費を払わないですよ。

学校給食係長：給食を食べないという先生もいらっしゃいます。理由として、お医者さんから指導健康面の部分で給食をちょっと控えた方がいいという方もいらっしゃいますし、お弁当を持ってくる先生もいらっしゃいますので、ALTの先生に関して確かにちょっと未納の方もいらっしゃるのですが、食べないという方は、給食をきちんと止めて給食費は発生していません。

委員：そのような、食べていない人にも請求がいつているということはないのか。だから、その辺の行き違いで未納があるのかなと思ったので。

学校給食係長：順序として学校からまずは、4月に誰々が給食を食べます、という名簿を出していただいて、学校給食係はそれに基づいて、給食の提供および給食費の徴収を行っています。年度途中などに入ってくる先生方に関しては、開始届を提出していただいて、食数の管理に関しては常に書類を提出していただいて給食の提供を行っています。事前に給食を提供する先生方はこの人たちですということで通知していますので、又そこで変更があれば、開始届を出していただいて、給食費の提供を行っています。

名護市教育委員会会議規則第26条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸 本 敏 寿

作成職員 日 高 毅 一